

第5章

障がい福祉サービスの見込量と 今後の方策

第5章 障がい福祉サービスの見込量と今後の方策

1 訪問系サービスの見込量と今後の方策

訪問系サービスについては、障害福祉計画（第2期）における利用実績を踏まえ、今後の利用者数の伸びとともに、施設や医療機関から地域生活へ移行することが見込まれる人数を含めて、利用者数を設定します。

また、利用時間数については、利用時間数の平均値をもとに、今後の各種サービスの利用増加を見込んで設定します。

（1）訪問系サービスの見込量

居宅介護（ホームヘルプサービス）〈介護給付〉

「居宅介護」（ホームヘルプサービス）は、障がい程度区分が区分1以上の人が対象であり、居宅において入浴、排せつ、食事などの介護、調理、洗濯、掃除などの家事、生活などに関する相談、助言その他の生活全般にわたる援助を行うものです。今後においても退院可能な精神障がい者や単身で暮らす障がいのある人の利用増加が見込まれることを勘案して、当該サービスが利用できるよう事業所の確保に努めます。

重度訪問介護〈介護給付〉

「重度訪問介護」は、障がい程度区分が区分4以上の重度の肢体不自由者で常時介護を要する人が対象です。そのため、利用できる人は少ないと考えられます。現在は、利用実績はありませんが、今後においても利用を希望する人に対し適切な当該サービスが利用できるよう事業所の確保に努めます。

同行援護〈介護給付〉

「同行援護」は、視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がいのある人などに対し、外出時において、その障がいのある人に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護などの支援を行います。

見込量の算定にあたっては、地域生活支援事業（移動支援事業）の利用者のうち、当該サービスを利用することとなった重度の視覚障がい者数やその者の利用実績などを勘案して設定します。

行動援護〈介護給付〉

「行動援護」は、障がい程度区分が区分3以上の人で、知的障がいや精神障がいのために行動上著しい困難を有し、常時介護を要する人に、行動するときに生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事などの介護、その他必要な援助を行うものです。

現在は、利用実績はありませんが、今後においても利用を希望する人に対し適切な当該サービス利用ができるよう事業所の確保に努めます。

重度障がい者等包括支援《介護給付》

「重度障がい者等包括支援」は、障がい程度区分が区分6の人で常時介護を要する人や、意思疎通に著しい困難を有する人に対して居宅介護その他の障がい福祉サービスを包括的に提供するものであり、介護の必要性がとて高い人に対し、サービス利用計画に基づき、居宅介護など複数のサービスを包括的にを行います。

現在は、当該サービスを提供できる事業所が市内にはなく、また、利用実績はありませんが、今後においても利用を希望する人に対し当該サービスの利用ができるよう事業所の確保に努めます。

表 2 7 訪問系サービスの見込量

区 分	単 位	第2期実績	第3期見込量		
		平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
延利用時間数	時間分/月	314	371	458	563
実利用者数	人/月	18	23	29	36

平成23年度の実績値は、「居宅介護」及び「同行援護」のみ
見込量は、「重度訪問介護」、「行動援護」及び「重度障がい者等包括支援」を含んで一括計上
利用時間数、実利用者数は、1か月当たりの平均値

(注) 平成23年度の実績値は、年度途中の平成23年10月までの数値
以下、本章の障がい福祉サービスの実績値において同様

(2) 訪問系サービスの今後の方策

障害福祉計画(第2期)の実績に基づき、今後においても、障がいのある人が必要とする訪問系サービスを利用しながら在宅での生活を継続できるよう利用量を確保し、関係機関と連携しながら継続的な指導・助言や情報提供などを通じて、訪問系サービスの提供体制の構築を図り、障がいの種別にかかわらず必要な支援を受けられるように努めます。そして、安定した訪問系サービスが提供できるよう、事業所に対しホームヘルパーの人材確保やより質の高い支援を要請し、併せて、新たな事業所の新規参入を促進するなど基盤の整備を図ります。利用を希望する障がいのある人に対しては、訪問系サービス内容や実施する事業所などに関する適切な情報を提供します。

また、「同行援護」については、平成23年10月から開始された新規サービスです。当該サービスに関する周知を行うとともに、障がいの状態に適切に対応できる事業所及び人材の確保に努めます。

2 日中活動系サービスの見込量と今後の方策

(1) 日中活動系サービスの見込量

生活介護〈介護給付〉

「生活介護」は、主として昼間に、障がい者支援施設などで入浴、排せつ、食事などの介護、調理、洗濯、掃除などの家事、生活などに関する相談、助言その他の日常生活上必要な支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な援助を行うもので、障がい程度区分が区分3以上（50歳以上の場合は区分2以上）の常時介護の支援が必要な人が対象となります。また、障がい者支援施設に入所する場合は区分4以上、50歳以上の場合は区分3以上の人が対象となります。

平成23年度では平成21年度の利用量及び実利用者数と比較して、3割以上の伸びとなっています。これは、旧法施設が新体系施設に移行したことや事業所の新規開設、特別支援学校の卒業生の利用などが主な要因にあげられます。

このため、これからも利用量の増加傾向は変わらず、新たに重症心身障がい児通園事業を利用する人（18歳以上の障がいのある人に限る）や特別支援学校の卒業生も当該サービスの利用が見込まれ、これら利用者が増えると想定されることを勘案して、見込量を設定するものです。

今後においても、当該サービスを利用する人が最も多いことを考慮し、安定して利用できるよう事業所の確保に努めます。

表 2 8 生活介護の見込量

区 分	単 位	第2期実績	第3期見込量		
		平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
延利用人数	人日/月	1,220	1,381	1,559	1,678
実利用者数	人/月	63	70	79	85

単位について

「人日/月」の算定

・「人日」:(1人1月当たりの平均利用人数) × (1人1月当たりの平均利用日数)

「人/月」: 1月あたりの平均利用人数

自立訓練（機能訓練）《訓練等給付》

「自立訓練（機能訓練）」は、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援を行うサービスです。当該サービスは有期限であり、概ね1年半程度の利用とされています。

平成23年度までは利用実績がなく、本市周辺には当該事業所がない状況です。平成24年度以降の利用者数は、特別支援学校を卒業する人や障がいのある人が入所施設や病院から地域生活へ移行などを図るうえで、当該サービスを利用することを考慮し事業所の確保に努めます。

表 2 9 自立訓練(機能訓練)の見込量

区 分	単 位	第2期実績	第3期見込量		
		平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
延利用人数	人日分/月	0	23	23	23
実利用者数	人/月	0	1	1	1

自立訓練（生活訓練）《訓練等給付》

「自立訓練（生活訓練）」は、知的障がい者や精神障がい者が事業所において、入浴、排せつ、食事などに関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活などに関する相談、助言、その他必要な支援を行うサービスです。当該サービスは有期限であり、概ね2年程度の利用とされています。

今後においても、入所施設からの退所や病院から退院した人、特別支援学校を卒業する人が地域生活へ移行するうえでも不可欠であり、安定的に利用できるよう事業所の確保に努めます。

表 3 0 自立訓練(生活訓練)の見込量

区 分	単 位	第2期実績	第3期見込量		
		平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
延利用人数	人日分/月	169	202	233	280
実利用者数	人/月	11	13	15	18

就労移行支援〈訓練等給付〉

「就労移行支援」は、就労を希望する65歳未満の人を対象に、定められた期間、生産活動、その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練などを行うものです。当該サービスは有期限であり、概ね2年程度の利用とされています。

今後においても、特別支援学校を卒業する人や入所施設からの退所や病院から退院した人など、一般就労が困難な障がいのある人に対して、就労を促進する観点から幅広い情報の提供と、安定的に利用できるよう事業所の確保に努めます。

表3-1 就労移行支援の見込量

区 分	単 位	第2期実績	第3期見込量		
		平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
延利用人数	人日分/月	265	318	450	488
実利用者数	人/月	15	17	24	26

就労継続支援（A型〔雇atype〕）〈訓練等給付〉

「就労継続支援（A型〔雇atype〕）」は、就労移行支援を利用した人で一般企業などの雇atypeに結びつかなかった場合や特別支援学校卒業者で就職活動を行ったが一般企業などの雇atypeに結びつかなかった場合に雇atype契約などに基づく就労機会を提供するとともに、一般就労への移行に向けた必要な支援を行います。

平成23年度までの利用実績はありませんが、平成24年度以降は、近隣市町村において当該事業所の新規開設が見込まれることや当該事業の利用促進が国の基本指針により示されていることから、今後、当該サービスの利用者が増えることに対応するため事業所の確保に努めます。

表3-2 就労継続支援(A型)の見込量

区 分	単 位	第2期実績	第3期見込量		
		平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
延利用人数	人日分/月	0	23	46	46
実利用者数	人/月	0	1	2	2

就労継続支援（B型〔非雇用型〕）《訓練等給付》

「就労継続支援（B型〔非雇用型〕）」は、一般企業に雇用されることが困難な障がいのある人に対し、生産活動その他の活動の機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な支援を行います。

平成21年度と平成23年度の利用者数が14人から33人へと大幅に増加しており、これからも利用者の増加が見込まれます。

今後においても、就労移行支援事業を利用したが、一般就労や就労継続支援（A型）利用に結びつかなかった人や特別支援学校の卒業生などが、当該サービスの利用により一般就労ができるよう事業所の確保に努めます。

表33 就労継続支援(B型)の見込量

区 分	単 位	第2期実績	第3期見込量		
		平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
延利用人数	人日分/月	583	636	720	803
実利用者数	人/月	33	38	43	48

療養介護《介護給付》

「療養介護」は、病院などへの長期の入院による医療的ケアに加え、常時介護を必要とする、ALS（筋萎縮性側索硬化症患者）などの気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている人で障がい程度区分が区分6の人や筋ジストロフィー患者、または重症心身障がい者で障がい程度区分が区分5以上の人を対象としています。

平成23年度までの利用実績はありません。しかし、平成24年度から重症心身障がい児施設が当該サービスに移行することが見込まれることから、平成24年度から4人分/月の利用を見込みます。

今後は、事業所と連携を図り、情報の提供やニーズの把握を行い、当該サービスが円滑に利用できるよう努めます。

表34 療養介護の見込量

区 分	単 位	第2期実績	第3期見込量		
		平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
延利用人数	人日分/月	0	124	124	124
実利用者数	人/月	0	4	4	4

短期入所（ショートステイ）〈介護給付〉

「短期入所（ショートステイ）」は、居宅において介護を行う人の疾病その他の理由により、障がい者支援施設などへの短期間の入所を必要とする障がいのある人を施設に短期間入所をさせ、入浴、排せつ、食事の介護その他の必要な支援を行います。

平成23年度までの実績では利用者数の大きな伸びはみられませんが、家族・保護者の冠婚葬祭やレスパイト による利用ニーズは高いものと考えられます。

今後においても、当該事業の利用実績を考慮し、利用者数、利用日数ともに増加していくと見込まれるため、事業所の確保に努めます。

レスパイト：介護から離れられずにいる家族を介護から開放することによって、日頃の心身の疲れを回復させる休息。

表35 短期入所(ショートステイ)の見込量

区 分	単 位	第2期実績	第3期見込量		
		平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
延利用入日数	人日分/月	17	20	24	28
実利用者数	人/月	6	6	7	8

児童デイサービス〈介護給付〉

障害者自立支援法及び児童福祉法の改正により、平成23年度までは障害者自立支援法に位置づけられていた「児童デイサービス」は、平成24年度からは、児童福祉法に基づく障がい児通所支援の一部である「児童発達支援」又は「放課後等デイサービス」として実施されることとなります。これは、障がい児支援の強化を図るため、障がい種別ごとに分かれた施設体系について、通所・入所の利用形態の別により一元化されることとなったためです。

したがって、障害者自立支援法の位置づけではなくなるため、当該サービスでのこの計画における見込量の設定は行わないこととします。

（2）日中活動系サービスの今後の方策

「日中活動系サービス」は、障がいのある人が地域において生活するために介護や就労訓練を受けるなど自立に向けた場として必要な障がい福祉サービスです。

現在、サービスを利用している人のほか、発達障がい者や特別支援学校の卒業者、入所施設からの退所や病院から退院した人など、新たに日中活動系サービスの利用を希望する人が地域の身近な場で必要とする支援を受けることができるよう情報の提供や相談支援を行い、また、事業所の新規参入を支援します。

3 居住系サービスの見込量と今後の方策

(1) 居住系サービスの見込量

共同生活援助（グループホーム）《訓練等給付》

「共同生活援助（グループホーム）」は、障がいのある人の自立、地域での生活を支えるために設けられた事業です。障がい程度区分が非該当又は区分1以下に該当する障がいのある人に対し、主として夜間に、共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助を提供します。

今後、主に知的障がい者や精神障がい者の利用が多く見込まれ、障がいのある人の地域生活への移行が円滑に進められるよう事業所の確保に努めます。

表36 共同生活援助の見込量

区 分	単 位	第2期実績	第3期見込量		
		平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
実利用者数	人分/月	7	9	11	13

平成23年度の実績値は、平成23年10月の実利用者数の値

共同生活介護（ケアホーム）《介護給付》

「共同生活介護（ケアホーム）」は、共同生活援助（グループホーム）と同様に障がいのある人の自立、地域での生活を支えるために設けられた事業です。障がい程度区分が区分2以上に該当する障がいのある人に対し、主に夜間、共同生活を営む住居において、入浴、排せつ、食事などの介護、生活などに関する相談、助言、就労先その他関係機関との連絡その他の必要な日常生活上の支援を行うサービスです。

今後、入所施設からの退所や病院からの退院などにより地域へ移行する者の暮らしの場として、利用の増加が見込まれるため、地域生活への移行が円滑に進められるよう事業所の確保に努めます。

表37 共同生活介護の見込量

区 分	単 位	第2期実績	第3期見込量		
		平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
実利用者数	人分/月	8	10	12	14

平成23年度の実績値は、平成23年10月の実利用者数の値

施設入所支援〈介護給付〉

「施設入所支援」は、生活介護を受けている、障がい程度区分が区分4（50歳以上の場合は、区分3）以上の人、あるいは自立訓練又は就労移行支援を受けている人で入所しながら訓練などを実施することが必要であると認められる人、または地域における障がい福祉サービスの提供体制の状況、その他やむを得ない事情により通所によって訓練などを受けることが困難な人が対象となります。

障害者自立支援法の規定において、平成23年度末までに旧法施設は新体系施設に移行することとなっており、順次、新体系へ移行した施設が増えた関係から平成23年度までの実績は大きく増加しました。

今後は、国の基本指針により施設入所者が共同生活援助（グループホーム）や共同生活介護（ケアホーム）などの地域生活へ移行することを考慮し、平成26年度末の施設入所者数が現在の施設入所者数を超えないよう見込量を設定します。

表38 施設入所支援の見込量

区分	単位	第2期実績	第3期見込量		
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実利用者数	人分/月	41	42	41	39

平成23年度の実績値は、平成23年10月の実利用者数の値

（2）居住系サービスの今後の方策

国の基本指針において、入所施設からの退所や病院から退院した障がいのある人が地域生活への移行・定着を支援することとなったことから、日常生活上の援護や自立生活の助長を図る共同生活援助（グループホーム）や共同生活介護（ケアホーム）は、この基本指針を促進するための重要な受け皿となるものです。このため、居住系サービスの必要度が高くなると思われ、安定的に提供できる体制を確保する観点からも、地域の理解や協力を図りながら共同生活援助（グループホーム）や共同生活介護（ケアホーム）の事業を提供する事業所の新規参入を支援します。

施設入所支援については、旧法施設に対し新体系施設への移行が完了し、施設入所に際しては、一定の障がい程度区分の認定が必要となったことから、障がいのある人の個々の事情を勘案して施設入所が必要な人が入所できるよう情報の把握に努めます。

また、現在、本市では施設入所待機者が6名（平成23年12月1日現在）おり、長い間、入所を待っている状態が続いています。また一方では、障がいのある人を介護する家族の高齢化が進み、いわゆる「親が亡くなった後の子どもの行く末」に不安を抱えていることも大きな課題となっています。

これらの課題に対応するため、相談支援事業所及び関係機関と連携し、地域での生活が困難な障がいのある人については、居住系サービスの利用ができるよう事業所の確保に努めます。

4 相談支援サービスの見込量と今後の方策

平成24年度以降，障害者自立支援法の改正により相談支援体系が地域の実情に配慮した，きめ細やかな相談体制が構築されます。

このため，入所施設からの退所や病院からの退院時における相談や自ら障がい福祉サービスの利用調整が困難な障がいのある人からの相談などに適切に対応し，地域で安心して生活できるよう相談支援事業の体制整備に努めます。

(1) 相談支援サービスの見込量

計画相談支援

計画相談支援の対象者は，平成24年度から3年間をかけ段階的に拡大され，平成26年度までに障がい福祉サービス及び地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）を利用するすべての障がいのある人が対象となります。今後，障がい福祉サービス及び地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）の利用者数及び相談支援事業所や相談支援専門員の増加を考慮し，サービス利用計画の作成が必要な利用者数を見込みます。

地域移行支援

福祉施設の入所者及び入院中の精神障がい者の人数や地域生活への移行者数などを勘案して，利用者数の見込みを定めます。

地域移行支援については，入所又は入院前の居住地を有する市町村が実施主体となるため，入所又は入院前の居住地の市町村が対象者数を見込みます。

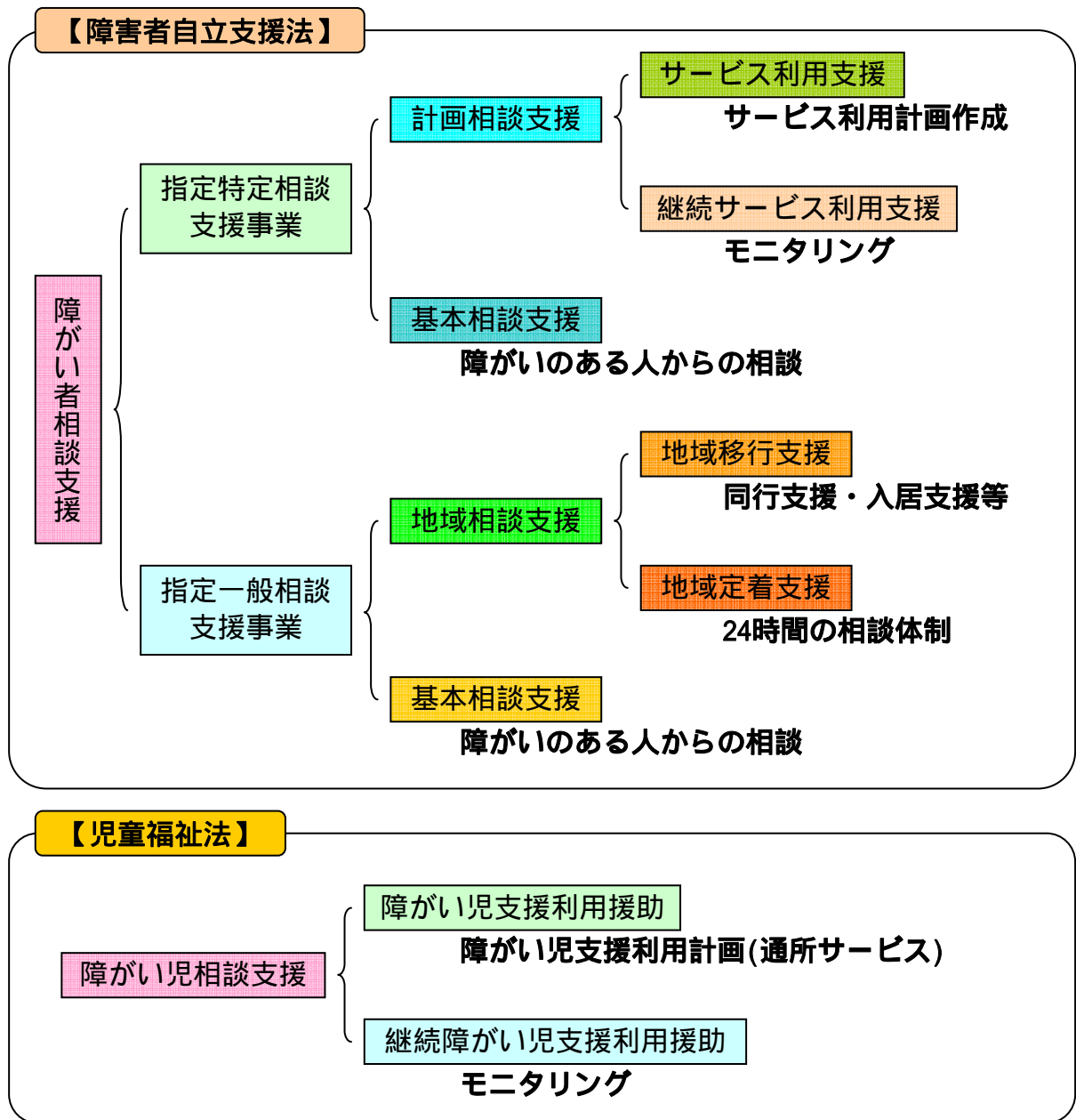
地域定着支援

地域における単身の障がいのある人や家庭の状況などにより同居している家族による支援を受けられない障がいのある人の人数，地域生活への移行者数などを勘案して利用者数の見込みを定めます。

表39 相談支援サービスの見込量

区分	単位	第3期見込量		
		平成24年度	平成25年度	平成26年度
計画相談支援	人/年	20	90	170
地域移行支援	人/年	2	2	3
地域定着支援	人/年	1	1	2

図2 相談支援サービス イメージ図



(2) 相談支援事業の今後の方策

地域で生活する障がいのある人とその家族に対し、身近に必要な相談ができるよう、相談支援事業所の新規参入を促進し、相談できる基盤の整備を図ります。また、障がい特性や環境などを踏まえ、困難な事例にも対応できるよう、「守谷市地域自立支援協議会」を中心に相談支援機関やその他関係機関相互が連携・協力する体制を構築します。

相談支援事業所と連携し「計画相談支援」の利用を促進し、障がいのある人の個々に合った障がい福祉サービスが受けられるよう支援します。